

中小企業等経営強化法「経営力向上計画」

【中小企業経営強化税制（A 類型）】（国税）

概要

- 青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画書に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

適用期間

- 平成29年4月1日から令和3年3月31日までの期間

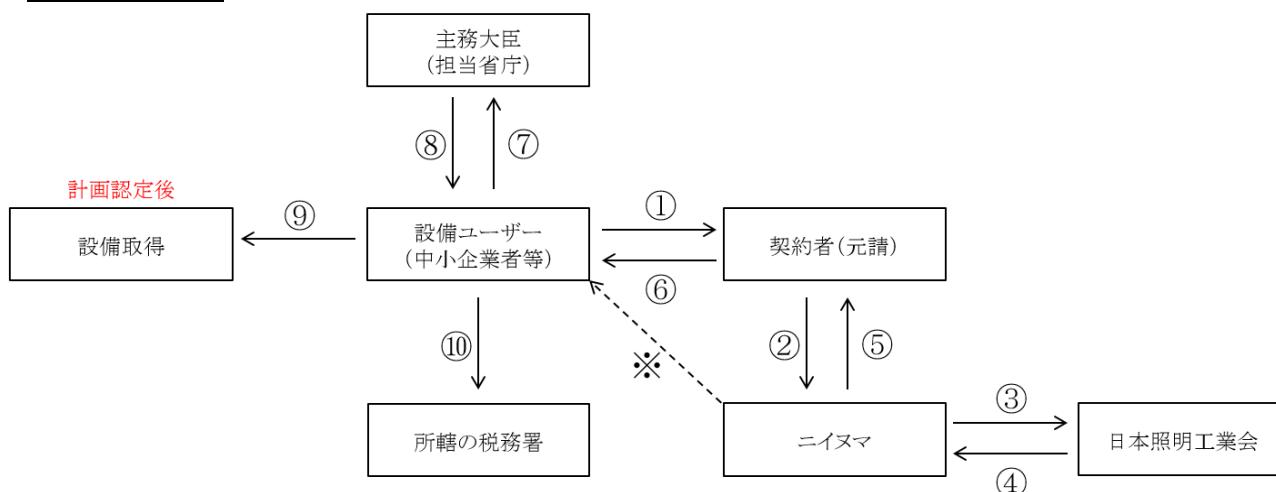
条件（LED照明の場合“設備の種類：建物附属設備”に該当）

- 一定期間内に販売されたモデルであること（最新モデルである必要なし）
- 経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年1%以上向上している設備
- 最低取得価格600,000円以上（製品代のみ）であること
- 器具一体型の製品のみ対象
 - 高天井LED【SKY】
 - 高天井LED【BRIGHT】【CORE】【RED】【OIL】直付けアーム・投光器アーム
 - 高天井LED【ICE】
 - LED小型投光器
 - LEDベースライト
- 建物に付帯する照明設備であること（屋内であること）

税制措置

- 即時償却または税額控除10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の選択適用

手続きスキーム



- ①設備ユーザー（中小企業者等）より契約者（元請）へ証明書発行の依頼
 - ②契約者（元請）よりニイヌマへ証明書発行の依頼
 - ③ニイヌマより日本照明工業会へ証明書発行の申請
 - ④日本照明工業会よりニイヌマへ証明書の郵送
 - ⑤ニイヌマより契約者（元請）へ証明書の郵送
 - ⑥契約者（元請）より設備ユーザー（中小企業者等）へ証明書の郵送
※ニイヌマより設備ユーザーへ直送も可 別途ご相談ください。
 - ⑦設備ユーザー（中小企業者等）より主務大臣（担当省庁）へ経営力向上計画の申請
 - ⑧主務大臣（担当省庁）より設備ユーザー（中小企業者等）へ経営力向上計画の認定
- ↓経営力向上計画認定後
- ⑨設備ユーザー（中小企業者等）設備取得（例外あり）
 - ⑩設備ユーザー（中小企業者等）より所轄の税務署へ税務申告

（例外）設備取得後に経営力向上計画を申請する場合は設備取得日から60日以内に計画が受理される必要があります。詳しくは中小企業等経営強化法に基づく税制措置・金融支援活用の手引きをご確認下さい。

注意事項

- ・書類の不備（型式や事業所名の誤り）や税務の要件を満たさない場合、税制の適用を受けられない場合があります。

お問合せ

- ・ニイヌマ株式会社 TEL:048-951-1041
- ・中小企業庁 TEL:03-6744-6601
（中小企業等経営強化法に基づく税制措置について）
- ・日本照明工業会 TEL:03-6803-0501

当税制措置は、生産性向上特別措置法に基づく税制支援の固定資産税の特例との併用が可能です。
※その際、工業会証明書は複写してご使用頂けます。